平成２２年（フ）第４３５号
愛知県岡崎市森越町字河原２番地１　レオパレス松105号室、住民票上の住所愛知県岡崎市小針町字松山32番地１　ジョブテックサービス寮
債務者　佐々木嘉隆
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
静岡市葵区与一３丁目１番12号、旧住所静岡市駿河区池田1382番地の30
債務者　青木　英之
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１７号
静岡市駿河区国吉田１丁目９番38―２号
債務者　田中　昌美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０４号
静岡県焼津市北新田157番地の１、旧住所静岡市駿河区国吉田５丁目９番22号
債務者　上野　　修
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８７号
静岡県焼津市西小川１丁目６番地の７　第２村松住宅８号、旧住所静岡県焼津市焼津２丁目11番６号
債務者　大木　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４号
栃木県真岡市小林911番地５
破産者　生井　一夫
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第１０６号
群馬県吾妻郡長野原町大字長野原156番地
破産者　加島工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４８６号
静岡県焼津市保福島37番地
破産者　有限会社ビーアイオー
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第４０４号
福島県郡山市富久山町福原字神明34番地
破産者　共進木材株式会社
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
静岡県富士宮市前田町119番地の２　パークサイドハウス102、前住所静岡県富士市伝法1731番地の31
破産者　西村　良夫
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第３８１号
三重県四日市市大字塩浜569番地１
破産者　齋藤　トキ
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
三重県四日市市三重１丁目59番地
破産者　齋藤　　力
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第７４９４号
大阪府八尾市若林町２丁目133番地
破産者　株式会社サコグチ
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２８号
大阪市住之江区平林北２丁目３番４号
破産者　株式会社梅原商店
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２５２号
大阪府門真市大字下馬伏121番地の１
破産者　トウジ工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１０２号
大阪市住之江区柴谷２丁目５番36号
破産者　有限会社庄司建設
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３２５号
大阪府東大阪市西堤本通西１丁目８番12号
破産者　有限会社大塚板硝子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３０１号
大阪市浪速区難波中１―16―11レック難波ビル11階
破産者　株式会社ＮＯＲＴＨ―ＯＲＩＯＮ
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３３号
大阪府松原市立部２丁目６番40号
破産者　有限会社松泉製作所
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係